

今後は本通牒の趣旨により供託の方法を採るべきであるが既に之等の金額や交渉の結果新に支給することにした金額と之等著者に引渡したものがあつた場合はその引渡先の名稱・責任者や引渡年月日及び引渡金額・引渡先の内訳・明細を明らかにした報告書を二部地方長官に提出すること。

追而 本件に関し八月十日現在で別紙様式に依る一覽表を作成し報告されたい。尚その際(四)及(五)による事業主の報告書の寫一部宛は一括添付されたい。

加

338

別紙

一 供託を完了せる事業場
未押金處理一覽表(上り務者の國籍別に別表とすること)

事業場名	所在地	未押金額	供託年月日	供託者名

二 適法な委任のない第三者に引渡した事業場

事業場名	所在地	未押金額	引渡年月日	引渡先

三 未處理事業場

事業場名	所在地	未押金額	未處理の由	處理の見込

備考 前金債、有価証券等は未押金額欄内に種類別に金額を記入すること。

朝鮮人並事務者等に對する未詳金貨の兌換
関する件通牒 (案)

地方長

政務局 長

事業主が朝鮮人、台湾人又は中國人並に事務者に対して支拂ふべき賃金、退職金等又はこれ等の事務者の爲に保管する積立金、貯金等で受取人の住所不明、通信不能等の事情による現在尚未拂となり又は引渡し不能となつてゐる場合は今後たの方法で出来るだけ速に處理すること、に關係事業主と指導され度い。

記

一 未拂金は債務履行地の供託所に供託すること

未辨金額の算定は六月二十一日厚生省発第力第三大四號厚生

生次官通牒丸記第一號乃空笏四號の趣旨によること

(2) 供託は債權者別に爲すものとし債權者の氏名不詳等の

爲個人別に供託の出来ず、易合は一括して供託すること。

二 事業主の事務者の貯金通牒 國債等を保管する場合

朱拂金に準じ供託すること

三 事業は供託を完了した時は供託書寫を以て定簿及解雇

の時期 解雇の事由 未拂金等の内訳 報告

書を添付して夫等二部地方長官に提出すること

地方長官は報告書の内容を審査し其の正確を期すること

四
前記六月二十日
學生省發芳篆三六五號
學生次官通牒

灰記第五號の趣旨に依り適法な委任を以て限り未拂金保管

金等、朝鮮、聯盟、其の他の者に引渡すことは適當否、不_レ明。

癸卯三十九号

昭和三十一年六月二十日

厚生次官

各地方長官宛

朝鮮人、台湾人及び中国人労働者の給与等々

関する件

昭和三十一年一月十日厚生省令第二号「昭和三十一年勅令五百四十二号ニ基キ労働者ノ就取及従業ニ関スル件」

。賃金ニ労働時間、ソノ他労働条件

。賃金ニツイテハ三十一年十月十八日迄遡ルニト

。退職手当ニツイテハ三十一年九月二日迄遡ルニト

。労働組合法第二条ノ規定ニ該當スル労働組合ニおラセ

朝鮮人、台湾人、中国人ノ他ノ類似団体ハ現ニ日本ニ居ルカ

労働省

又は既に帰国シタル朝鮮人、台湾人、中国人ノ為ニ賃金ニ関シテ事業主ト交渉スル権限を有シない。

但し民法ニよリ委任を受けたる場合は此ノ限りではない。

労働省五七二号

昭和三十一年十月十二日

市政局長

地方長官宛

朝鮮人、労働者等ニ対スル未拂金、その他ニ関スル件

。前記ニ六号ニより処理方法として

。賃金、退職金、積立金、貯金、有価証券等

未拂金を供託すること（金銭及有価証券のみ預貯金

は別途通牒ヲ決定）

基発才四一八号

昭和二十二年十二月一日

労働省労働基準局

都道府県労働基準局長宛

朝鮮人労働者に対する未拂入金について

○二十一年十月十二日(労発才五七二号)付にて資料の報告を求めた
新に加除訂正す(きものハツソレ(二十三年一月十五日迄)に返送
されたい)

○未拂金を未処理については供託の促進

○事業主の保管する朝鮮人金については現状のまま保管

本給発才三五号

昭和二十三年三月三十日

労働省

労働省給付課長

都道府県労働基準局長宛

朝鮮人労働者に対する未拂入金について

基発才四一八号に基く資料の報告を取纏め(一覧表
(別紙)をG、H、Q民間財産管理部へ提出した

(最後の段階に到達して)

○未拂金供託完了
未拂労働者数 五〇、七、一八人
供託金額 五四四三、一五〇、一

○委任のない適法な労働者
一三、二九四
二四〇、六八六

○未処理事業場(未拂金)四五、七四三
四八、五七五九

○(貯金額)二二、八四七
二二、七、〇六

○(銀行予金)一、二七九
一九、七七二

○(有価証券)
六四、〇九三

基発第418号

昭和二十二年十月一日

労働省労働基準局

都道府県労働基準局長宛

朝鮮人労働者に対する未拂入金について

○二十一年十月十一日(労発第57号)付はて資料の報告を求めた
新に加添訂正す(きものワソレ(二十三年十月十五日迄)に返送
されたい)

○未拂入金を未処理については供託の促進

○事業主の保管する朝鮮人金については現狀よりまゝ保管

本給発第35号

昭和二十二年三月三十日

労働省

労働省給与課長

都道府県労働基準局長宛

朝鮮人労働者に対する未拂入金について

基発第418号に基く資料の報告を取纏め(一覧表
(別紙)をG、H、J、K、L、M、N、O、P、Q、R、S、T、U、V、W、X、Y、Z、AA、AB、AC、AD、AE、AF、AG、AH、AI、AJ、AK、AL、AM、AN、AO、AP、AQ、AR、AS、AT、AU、AV、AW、AX、AY、AZ、BA、BB、BC、BD、BE、BF、BG、BH、BI、BJ、BK、BL、BM、BN、BO、BP、BQ、BR、BS、BT、BU、BV、BW、BX、BY、BZ、CA、CB、CC、CD、CE、CF、CG、CH、CI、CJ、CK、CL、CM、CN、CO、CP、CQ、CR、CS、CT、CU、CV、CW、CX、CY、CZ、DA、DB、DC、DD、DE、DF、DG、DH、DI、DJ、DK、DL、DM、DN、DO、DP、DQ、DR、DS、DT、DU、DV、DW、DX、DY、DZ、EA、EB、EC、ED、EE、EF、EG、EH、EI、EJ、EK、EL、EM、EN、EO、EP、EQ、ER、ES、ET、EU、EV、EW、EX、EY、EZ、FA、FB、FC、FD、FE、FF、FG、FH、FI、FJ、FK、FL、FM、FN、FO、FP、FQ、FR、FS、FT、FU、FV、FW、FX、FY、FZ、GA、GB、GC、GD、GE、GF、GG、GH、GI、GJ、GK、GL、GM、GN、GO、GP、GQ、GR、GS、GT、GU、GV、GW、GX、GY、GZ、HA、HB、HC、HD、HE、HF、HG、HH、HI、HJ、HK、HL、HM、HN、HO、HP、HQ、HR、HS、HT、HU、HV、HW、HX、HY、HZ、IA、IB、IC、ID、IE、IF、IG、IH、II、IJ、IK、IL、IM、IN、IO、IP、IQ、IR、IS、IT、IU、IV、IW、IX、IY、IZ、JA、JB、JC、JD、JE、JF、JG、JH、JI、JJ、JK、JL、JM、JN、JO、JP、JQ、JR、JS、JT、JU、JV、JW、JX、JY、JZ、KA、KB、KC、KD、KE、KF、KG、KH、KI、KJ、KK、KL、KM、KN、KO、KP、KQ、KR、KS、KT、KU、KV、KW、KX、KY、KZ、LA、LB、LC、LD、LE、LF、LG、LH、LI、LJ、LK、LL、LM、LN、LO、LP、LQ、LR、LS、LT、LU、LV、LW、LX、LY、LZ、MA、MB、MC、MD、ME、MF、MG、MH、MI、MJ、MK、ML、MM、MN、MO、MP、MQ、MR、MS、MT、MU、MV、MW、MX、MY、MZ、NA、NB、NC、ND、NE、NF、NG、NH、NI、NJ、NK、NL、NM、NN、NO、NP、NQ、NR、NS、NT、NU、NV、NW、NX、NY、NZ、OA、OB、OC、OD、OE、OF、OG、OH、OI、OJ、OK、OL、OM、ON、OO、OP、OQ、OR、OS、OT、OU、OV、OW、OX、OY、OZ、PA、PB、PC、PD、PE、PF、PG、PH、PI、PJ、PK、PL、PM、PN、PO、PP、PQ、PR、PS、PT、PU、PV、PW、PX、PY、PZ、QA、QB、QC、QD、QE、QF、QG、QH、QI、QJ、QK、QL、QM、QN、QO、QP、QQ、QR、QS、QT、QU、QV、QW、QX、QY、QZ、RA、RB、RC、RD、RE、RF、RG、RH、RI、RJ、RK、RL、RM、RN、RO、RP、RQ、RR、RS、RT、RU、RV、RW、RX、RY、RZ、SA、SB、SC、SD、SE、SF、SG、SH、SI、SJ、SK、SL、SM、SN、SO、SP、SQ、SR、SS、ST、SU、SV、SW、SX、SY、SZ、TA、TB、TC、TD、TE、TF、TG、TH、TI、TJ、TK、TL、TM、TN、TO、TP、TQ、TR、TS、TT、TU、TV、TW、TX、TY、TZ、UA、UB、UC、UD、UE、UF、UG、UH、UI、UJ、UK、UL、UM、UN、UO、UP、UQ、UR、US、UT、UU、UV、UW、UX、UY、UZ、VA、VB、VC、VD、VE、VF、VG、VH、VI、VJ、VK、VL、VM、VN、VO、VP、VQ、VR、VS、VT、VU、VV、VW、VX、VY、VZ、WA、WB、WC、WD、WE、WF、WG、WH、WI、WJ、WK、WL、WM、WN、WO、WP、WQ、WR、WS、WT、WU、WV、WW、WX、WY、WZ、XA、XB、XC、XD、XE、XF、XG、XH、XI、XJ、XK、XL、XM、XN、XO、XP、XQ、XR、XS、XT、XU、XV、XW、XX、XY、XZ、YA、YB、YC、YD、YE、YF、YG、YH、YI、YJ、YK、YL、YM、YN、YO、YP、YQ、YR、YS、YT、YU、YV、YW、YX、YY、YZ、ZA、ZB、ZC、ZD、ZE、ZF、ZG、ZH、ZI、ZJ、ZK、ZL、ZM、ZN、ZO、ZP、ZQ、ZR、ZS、ZT、ZU、ZV、ZW、ZX、ZY、ZZ

(最後の段階に到達した)

○未拂金供託完了

未拂金供託者数
五〇、七、一

供託金額
五四四三、一五〇、一五二

○委託する通法な者三
者(引渡した事業場)

一三、二九四

二四〇、六八六、一六六

○未収理事業場(未拂金)四五七四三

四八五、七五九、一五九

○(貯金額)二三八四七

二二七、一〇六、一三二

○(銀行予金)一、二七九

一九、七七二、一七九

○(有価証券)

六四、〇九三、一四九

卷三十一

昭和二十一年六月二十日

厚味次宮

各地方長官宛

朝鮮人、台湾人、及^a中国人、労働者、給上等に

関する件

昭和二十一年一月十日厚生省令才三号「昭和二十年勅令五百四十三号ニ基ク方務省ノ就服及従業ニ関スル件」

○ 賃金、労働時間、その他労働条件。

件入金三ツイテハ三千年十一月二十八日迄納ルエト

退取手当ニシテ八十年九月二日迄
期ルニト

○ 労働組合法第三条の規定に該當する労働組合にあらざる

朝鮮人聯盟その他類似団体は現に日本に居るか

勞
働
省

又は既に帰属して朝鮮人、台湾人及び中国人の爲に賃
金に關して事業主と交渉する權限を有する。

但し民法によつて委任を受けたる場合は此の限りはない

芳苑五七二号

昭和三十一年十月十二日

市政局長

地方長官宛

朝鮮人事務者等は對すに未拂入金より他は國庫に供

前記 三六号 以より 処理方法 として

貨金 湊取金 續立金 貯金 有価証券等

米肆金を供給するに
金銀及有価証券のみ、預貯金

以之爲通牒予定

基発才四一八号

昭和二十二年十二月一日

労働省労働基準局

都道府県労働基準局長宛

朝鮮人労働者に対する未拂入金について

○二十一年十月十五日(労発才五七五号)付にて資料の報告を求めた
新に加除訂正す(きものハソレ(二十三年一月十五日迄)に返送
されたい)

○未拂金も未処理については供託の促進
○事業主の保管する朝鮮人金ハソレは現状よりまゝ保管

本給発才三五号

昭和二十三年三月三十日

労働省

労働省労働基準局長宛

都道府県労働基準局長宛

朝鮮人労働者に対する未拂入金について

基発才四一八号に基く資料の報告を収纏め(一覧表
(別紙)をG、H、Q民間財産管理課へ提出した

(最後の段階に到達して)

○未拂金供託完了 未拂金者数 供託金額
五〇、七〇一人 五四、四三、一五〇、一

○委任のない通法な才三 者口引渡しする事業場 一三、二九四 二四〇、六八六、一

○未処理事業場(未拂金)四五、七四三 四八、四五、七五九、一

○(貯金額)二三八、四七、一 二二、七、〇〇六、一

○(銀行予金)一、七九 一九、七、七二、一

○(有価証券) 六四、〇九三、一

癸卯三十一号

昭和三十一年六月三十日

厚生次官

各地方長官宛

朝鮮人、台湾人及び中国人労働者の給与等に関する件

関する件

昭和三十一年一月十日厚生省令第三号「昭和二十一年勅令五百四十二号ニ基く労働者の就取及従業員ニ関スル件」

。賃金ニ労働時間、ソノ他労働条件

。賃金ニシテハ二十年十月二十八日迄遡ルニト

。退職手当ニシテハ二十年九月二日迄遡ルニト

。労働組合法第三條の規定に該當する労働組合にあらざる

朝鮮人、台湾人、中国人の類似団体は現に日本に居るか

労働省

又は既に帰属する朝鮮人、台湾人及び中国人の為に賃金に關して事業主と交渉する権限を有しない。

但し民法により委任を受けたる場合は此の限りはない。

労働省五七二号

昭和三十一年十月十二日

市政局長

地方長官宛

朝鮮人労働者等に対する未拂金その他に関する件

。前記三六号により処理方法として、

。賃金、退職金、積立金、貯金、有価証券等

未拂金を供託すること（金銭及有価証券のみ預貯金

に關しは別途通牒ヲ決定）

大日本帝國政府

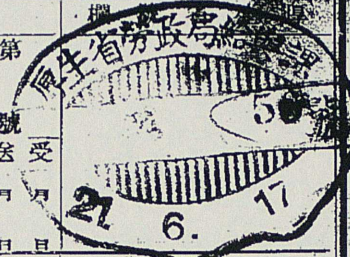
の事業主と賃金其の他の給與に關して交渉するときは

められたいものであるから處理上進行を急ぐ様御留

意ありぬい。

(國定規格函「ハミ」三三七号)

茨城	福島	山形	秋田	宮城	岩手	青森	北海道
富山	新潟	神奈川	千葉	埼玉	群馬	栃木	
三重	愛知	静岡	岐阜	長野	山梨	福井	石川
島根	鳥取	和歌山	奈良	兵庫	大阪	京都	滋賀
福岡	高知	愛媛	香川	徳島	山口	広島	岡山
九州	四国	鹿児島	宮崎	大分	熊本	長崎	佐賀
		中国	近畿	关东	关西	北关	北海

合 議 番 號 受 送 日 月		第 號 受 送 月 日		第 號 受 送 月 日		甲 乙 / 種 別	
							
案 起 昭 和 十 年 六 月 十 日 受 局 付 課 月 第 日 號 行 施 月 第 日 月 日							
判 決 六 月 十 日 合 校 局 長 〇 次 官 〇 技 官 〇 事務官 〇 給 與 課 長 〇 道 府 縣 内 務 部 長 〇 警 署 長 〇 東 京 都 民 生 局 勤 務 部 長 〇 其 他 外 國 人 勞 務 者 の 給 與 等 關 係 件							

合 議 先 番 號 受 送 月 日		
第 一	第 二	第 三
號 送 受	號 送 受	號 送 受
月 日	月 日	月 日
頭書に^{の件}并しては近々<u>联合国</u>を最高司令部の承認を得て何分の指示ある筈であるから詳細は該指示に依り御承知あり、<u>が労働組合</u>法第二條の規定に基く労働組合にあらず、<u>朝鮮人</u>聯盟其の他の類似團體が個々の関係労働者に依つて正式に承認され、<u>た法的代理人の資格に於て行ふ場合を除き、個々</u>		

茨城	福島	山形	秋田	宮城	岩手	青森	北海道
富山	新潟	神奈川	千葉	千代田	埼玉	群馬	栃木
三重	愛知	静岡	岐阜	長野	山梨	福井	石川
島根	鳥取	和歌山	奈良	兵庫	大阪	京都	滋賀
福岡	高知	愛媛	香川	徳島	山口	広島	岡山
九州	四国	鹿児島	宮崎	大分	熊本	長崎	佐賀
		中京	近畿	本海	關東	本其	北海

一 勤勞者ハ其ノ機能ニ勞務者ニ就職又ハ從業ノ機會ヲ附與スル
場合多キヲ以テ特ニ其ノ機會附與ニ關シハ適正ナル取扱ニ意ヲ
用ヒ漏ヲナキヲ期スルコト
尚此ノ場合本令ニ準ル取扱アリタルトキハ本令ニ基テ罰則ノ適用
ハ一ヤモ又官懲戒令ノ適用ヲ受ルモノナラバ以テ特ニ注意スルコト
三 本令ノ対象ハ民業ノミナルモ官業ニ就テハ別途各省ヨリ夫々管外
関係各廳宛訓令セラルルコトナリ居ルヲ以テ民業タルト官業タル
トヲ同ハズ事務者ヲ使用スル工場事業場其他ノ場所ニ本令趣
旨ノ徹底ヲ圖リ差別酌取扱ノ絶無ヲ期スルコト

一學生省令第二號

昭和二十一年勅令第五百四十二號ニ基ク事務者ノ就職及従業ニ関スル件ノ通定ハ

昭和二十一年一月十日

學生大臣 田 均

第一條 工場ノ事業場其他ノ場所ノ事業主其ノ使用スル

其ノ事務者ノ賃金 給料 就業時間其他ノ労働條件ニ関シ
國籍ニ依リ又ハ社會的地位ニ依リ以テ之ヲ該事業場主ニ對シ
有利又ハ不利ナル差別の取扱ヲ爲スコトヲ得ズ

第二條 地方長官又ハ勸業局長本令施行ニ関シ必要アリト
認ルトキハ関係者ヲ報告ヲ徴スルコトヲ得

地方長官又ハ勸業局長本令施行ニ関シ必要アリト認ムル
トキハ該官吏ヲ以テ関係ノ工場 事業場其他ノ場所ニ臨
檢ニ就業ノ状況又ハ帳簿書類其他ノ物件ヲ検査セシムル

コトヲ得此の場合ニ於テハ該官吏ヲ以テ其身分ヲ示ス別
表證票ヲ携帯セシムル

第三條 第一條ノ規定ニ違反シタル者ハ三千圓以下ノ罰
金ニ處ス

第四條 第二條第一項ノ規定ニ依リ報告ヲ怠リ若ハ虚偽ノ報告ヲ
爲シタル者又ハ同條第二項ノ規定ニ依リ該官吏ノ検査ヲ拒ミ妨
グ者ハ同項ノ規定ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第五條 法人ノ代表者又ハ法人ニ對シテ代理人 使用人其他ノ従業者
其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ該條又ハ前條前段ノ違反行為ヲ
爲シタル者ハ同項ノ規定ニ依リ又ハ人ニ對シ前二
條ノ罰金ヲ科ス

附則

本令ハ公布ノ日より施行ス

聯合國最高司令部一九四五年十月二十八日附(CLO經由)

AGニ三〇二四(二八 NOV 四五)ESS/LA

日本政府ニ對スル覺書

職業政策ニ關スル件

一、日本帝國政府ハ勞務者ニ對シ、民業ト官業ト問ハズ其賃金勞働時間、勞働條件ニ關シ國籍、宗教、社會的地位ヨリ差別ヲナシ又ハ許容スルコトハ様確実ニ措置スベシ

二、朝鮮人、台灣人及支那人ニシテ復員ヲ欲セズ日本ニ留ルコトヲ望ミシ者ニハ就業ニ關シ日本人ト比較シテ同等ノ權利、特權ハ機會ヲ保證スシ

三、朝鮮人、台灣人及支那人ニシテ引揚ヲ待チ居ル者ハ進駐軍ニ就業スルニ關シテ差別ナク其機會ヲ與フベシ斯ル勞務者ハ

日本人勞務者同等ノ率ヲ以テ賃金ノ支拂ヲ受クベク且進駐軍ニ作業スル日本人勞務者ニ與ヘラルル恩典ニ與ラシムベシ

四、日本政府ハ復員軍人ニ對シ軍ニ軍務ニアリシ故ノミヲ以テスル差別的就職入学、便宜ヲ規定スル種類ノ凡ル法律命令規則、條例條項廢止撤廢ヲ指令ス

五、本覺書受領ノ通告及採ラレタル處置ノ報告ハ最高司令部ニ致スルヲ指令ス

此は但しとある理由で差額を事業主に要求する
ことは法の上の根拠がないばかりでなく不当である
こと。

五、労働組合法第二條の規定に該する労働組合にあ
らざる朝鮮人聯盟その他の類似団体は現に日本に
居るか又は既に歸國した朝鮮人、台湾人及び中國
人の爲に賃金に関して事業主と交渉する権限を

大日本帝國政府

有しない、又金を集める権限を有しないこと。但し
民法による委任を受けた場合は此の限りではないこと。

ニ退職手当に關しては前記省令の趣旨を昭和二十年九月二日迄延つてその期日以降の退職の場合に実施させること。

三、昭和二十年十月二十七日及び今年九月一日以前に延つて前記省令の趣旨を事業主に実施させようとする要求は法令上の根拠がないばかりでなく不當であること。尚このやうな要求は或は將來日本政府

大日本帝國政府

に對する全般的な要求の中の項目となり得るかも知れないと想はれるが、現在事業主とこれらの勞務者の問題として個々に處理すべき限りではないこと。

四、從つて昭和二十年十月二十七日以前の賃金(退職手当を除く)及び今年九月一日以前の退職手当は昭和二十年十月二十八日及び今年九月二日以後のものに

置いたが、まだその徹底を缺く向があるを聞く。特に賃入金、労働時間、その他の労働条件について日本人の一般水準に比して、尚或は高く或は低いものがあるとのことであるが、これでは前記省令に違反することとなるので、前記省令第一條を完全に履行する様、これらの労働者を現に使用し又は使用した事業主に徹底させられたい。

大正十一年労働省令

尚賃金に関しては、前記省令の趣旨を勘案し、左記の通関係者を指導せられたい。

記

一、前記省令は昭和二十一年一月十日より施行され、その趣旨が、別添付各部覽書の趣旨に鑑み、特に賃金（退職手当を除く）に関しては前記省令の趣旨を徹底せられたい。

電報

合議先番號受送月日				厚生省號欄	
第	號	受	送	第	號
月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日

第36号
21.6.21

大臣。次官。技官。主査。局長。給與課長。分課長。調査課長。厚生次官。各地方長官宛。朝鮮人、臺灣人及び其族人労働者の給與等に関する件。

起案昭和二十一年六月二十日
受局付課
月第
日號
施行
月第
日號
月
日

判決 六月二十日 合校 施行 七月三日

（送）

合 議 先 番 號 受 送 日		
第 一 號	第 二 號	第 三 號
受 送 月 日	受 送 月 日	受 送 月 日
標記の件は本年一月十日厚生省令第二號「昭和二十年勅令第五百四十二號」基テ勞務者ノ就職及從業ニ関スル件ニ	基テ一月十七日厚生省發勤第二號「昭和二十一年一月十日」厚生省令第二號事務取扱ニ関スル件として命に依つて通牒して	

日本政府ハ日本人ハ固ヨリ聯合國軍以外ノ外國人不法行為ニ對シ
日本法令ニ依リテ斷斷取締ヲナスヘキコト

最近朝鮮人等ハ

①鐵道總送ニ於ケル不法行為

乘車券ヲ優先販賣。優先入場ハ客車ノ不法占據等、集團的不法
行為カ多ク、之カ爲メ、近々一齊取締ヲ爲ス豫定ナリ

②事業主等ニ對スル不法行為

事業主等ニ對シ集團的威カヲ示シテ暴行、脅迫ヲ爲シ或又集團
暴力ヲ用ヒテ脅威。事業場等ニ侵入シ朝鮮人等紛争ノ給與其
他ニ關スル不當要求ヲナシツツアルカ

斯ル不法行為ニ對シテハ斷斷取締ヲ爲スヘキコト

③朝鮮人等團體間ノ不法行為

朝鮮人團體間ノ派閥抗争ニ隨テ、發生スル拉攏監察、集團暴行
等ノ不法行為ハ臂ハ朝鮮人間ノ紛争、纏テ日本法令ニ依リ公平
ナル立場ヨリ取締ヲ爲スヘキコト

公安課長示達事項

一日 時

三月二十二日午後一時

二編 所

內務省警保局公安課長室

三 內務省側

公安課長、小山事務官等二名

四 朝鮮人側

三團體代表等七名

在日本朝鮮人聯盟

朝鮮總商會促進青年同盟

新朝鮮建設同盟

二 三 二

指示注意事項

一 通過等手續

本邦在住朝鮮人等

一 日本入同一、通過取扱手續ハキコト

二 同一、日本法令ニ服従ハキコト

三 法令ノ適用ハ何等ノ例外ヲ認メサルコト

四 取締ニ就テ

行動ヲ反響シタル場合ハ、斷乎解散措置ヲ講ズベキコト
惡質ナル漳反者ニ對シテハ、強制送還ノ方途ヲ講ズベキコト
官公署又ハ重要主ニ集團ノ威力ヲ示シテ不當要求ヲ爲スガ如キ
集團暴力ヲ依ル月テノ行爲ハ、之ヲ斷乎排除スベキニ付、嚴ニ慎
シムベキコト

151 日本政府ニ對スル協力方ニ就テ

本日茲ニ參集セラレタル朝誓人等ハ、各種團體ノ代表トシテ極メテ
重要ナル責任ト地位ヲ有スル人々ナルカ
本日ノ會議ニヨリ示サレタル如ク、政府當局ガ意圖スル公平ナル
態度ヲ充分示シラレ、之ヲ朝鮮人間ニ良ク周知徹底セシメ、日
鮮國間ノ親善ニ寄與スベキ大局的立場ヨリ積極的協力ヲ煩シ度シ
尙鐵道輸送ノ不決行爲取締ハ、鐵ニ公安課長ヨリ示達スル所アリタ
ルガ之ハ日本警察獨自ノ立場ニ於テ實施スル趣旨ニシテ昨二十五
日警視廳管下池袋驛ニ於テ朝鮮人監視自衛隊員ガ日、鮮人ノ乗降
客所持品ヲ唯可點檢シ監視支部ニ連行シタルガ如キ執執行動ハ、
對客認セザルニ依リ誤リナキ様、注意ヲ喚起スルコト

從ツテ

(イ) 一般在朝鮮人等ノ生命・身体・財産ハ日本政府ガ責任ヲ持ツ
テ保護スベク・不法行爲者ニ對シテハ斷平タル態度ニテ臨ムベ
キコト

(ロ) 朝鮮人等ノ生命・身体・財産ハ日本政府ガ保證スルニ於テハ最
早保安監等ノ自衛隊ヲ存續セシムルノ必要ナク・日本政府ヲ信
賴シテ自發的ニ解散スベキコト

(ハ) 保安監等ノ自衛隊ガ行ビタル・日鮮人ニ對スル誰何訊問・取調
乃至ハ取締等警察權類似ノ越軌行動ハソノ團體タルト個人タル
トヲ不問・之ヲ嚴禁スベキコト

(ニ) 警察官其他ノ職權執行ニ關スル諸要求・申出等ハ平穩ナル方法
ニ於テ爲サルベク・集團暴力ニ依ル各種不法行爲・却ツテ不利
益ヲ來スコト多キニ付嚴ニ戒メレ度キコト

(ホ) 犯人奪還又ハ即時釋放要求等ヲ目的トスル集團的不穩行動ハ斷
平タル態度ニテ之ヲ鎮壓スベキニ付嚴ニ戒ムベキコト

(ヘ) 朝鮮人等ノ各種團體名ニ於テハ或ハ學生團體等ガ不法乃至不穩

アリタルモノ此ノ際諸法令ヲ遵守スベキ精神ヲ喚起スベク努ムベキコト

(3) 法令ノ適用ニ就テ

朝鮮人等ニ對シ何等ノ例外ヲ認メサルコト即チ、

(1) 經濟緊急措置ニ伴フ資金封鎖、鐵道輸送ニ於ケル諸規則、米麥類其ノ他ノ關買出、關市場ニ於ケル取引等統制經濟諸規則其他一切ノ法令ヲ適用シ、日本人ト同様ノ拘束ヲ受クベキコト

(2) 朝鮮人等ノ日本人ニ對スル不法行爲、日本人ノ朝鮮人等ニ對スル不法行爲ハ勿論、朝鮮人間、殊ニ朝鮮人團體間ニ發生スル不法行爲ニ對シテモ、ソレガ日本法令ニ抵觸スルニ於テハ日本人ト同様ノ適用ヲ受クベキコト

(3) 尙聯合國軍ノ朝鮮人等ニ對スル判決審査ハ判決ソノモノニシテ日本法令トソノ適用ニハ何等影響セザルモノナルコト

(4) 取締其ノ他ニ就テ

朝鮮人等ノ一般犯罪ハ日本政府ニ於テ、裁判ヲ爲シ、且我方ノ搜查機關ニ於テ犯人ヲ逮捕、搜索スベキ義務並責任アルコト

四 朝鮮人側

五 團體代表者十一名

在日朝鮮人聯盟
朝鮮建設青年同盟
在日朝鮮商工聯盟
朝鮮學生同盟

二二二三二

五 指示注意事項

(1) 朝鮮人等ノ處遇取扱等ニ就テ

本邦ニ在留スル朝鮮人等ハ日本人ト同一ノ處遇取扱ヲ爲スベキト即チ

雇傭・待遇・物資配給・保護救護等凡テノ處遇ハ日本人ガ受クルベキソレト同一ノ取扱ヲナシ・朝鮮人ナルガ故ノ有利又ハ不利益ナル差別取扱ハ絕對ニ爲ササルコト

(2) 諸法令ノ遵守ニ就テ

本邦在留朝鮮人等ハ一切ノ日本ノ法令ニ服従スベキ義務アルコト服従スベキ法令ハ公序維持ノ法令ハ勿論・ソレ以外ノ凡ユル法令ニ對シテモ完全ニ遵守スベキコト從來動モスレバ治外法權の觀點ヨリ該法令ヲ無視スルガ如キ

寫

公安廳第二課

昭和三十一年三月二十九日

内務省警保局 公安課長

警視廳警務部長
各府廳警察部長

殿

朝鮮人等ニ關スル參考資料送付方ノ件

本省ニ在リテハ朝鮮人各種團體代表者ヲ招致シテ朝鮮人等ニ對スル取扱
並取締等ノ諸方針ヲ明確ニ示シテ注意ヲ喚起シタルガソノ概要ヲ記ノ
通ニシテ、竣務トノ參考ニ資セシムル度ク

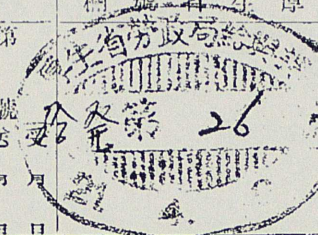
記

一、發信局長示達

一日 時 三月二十六日 自前十一時三十分至后一時三十分

二、場 所 内務省警保局長室

三、内務省側 警保局長、小川事務官外二名

日 月 送 受 號 番 先 議 合		欄 號 省 生 厚	
第 號 送 受 月 月 日 日	第 號 送 受 月 月 日 日		
案 起 昭 和 二 十 年 四 月 六 日 局 課 付 受 主 査 局 長 大 臣 次 官 案 示 年 月 日 白子生省電力政局給與課長 廳府縣内務部長 教育民生部長 東京府民生局勤務部長 朝鮮人團體ノ不当要希世隨供スル 不法行為取締方ニ関スル件			

甲乙ノ種別

判 決

四 月 九 日

合 校

行 施

四 月 八 日

案 起 昭 和 二 十 年 四 月 六 日

局 課 付 受

主 査

局 長

大 臣 次 官

案 示

年 月 日

白子生省電力政局給與課長

廳府縣内務部長

教育民生部長

東京府民生局勤務部長

朝鮮人團體ノ不当要希世隨供スル

不法行為取締方ニ関スル件

合 議 先 番 號 受 送 日		
第 號 送 受 月 月 日 日	第 號 送 受 月 月 日 日	第 號 送 受 月 月 日 日
首題ノ件ニ関シ四月二日附給元第一一號 以テ資料送附致置候處最近別紙寫通 由陸省取書保局ニ於テ朝鮮人等ニ對スル取扱並 取締ノ諸方針ヲ明確ニ示達スル次第未有之 候條本件ニ關スル當省通牒等ヲ又參考 トセラレ之が有案ニ關シ貴處ナキヲ期セラレ度		

茨城	福島	山形	秋田	宮城	岩手	青森	北海道
富山	新潟	神奈川	千葉	埼玉	群馬	栃木	
三重	愛知	静岡	岐阜	長野	山梨	福井	石川
富山	鳥取	和歌山	奈良	兵庫	大阪	京都	滋賀
新潟	高知	愛媛	香川	徳島	山口	広島	岡山
九州	四国	鹿児島	宮崎	大分	熊本	長崎	佐賀
		中国	近畿	本海	奥本	本北	北海

熊谷組	愛知	樂田地下工事	一五〇	一人當り	四〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇	地元警察署長ノ斡旋ニヨリ解決セリ
全	神奈川	相模川河水工	一五〇〇	全	一〇〇〇〇〇	一	未解決
全	岐阜	高山地下工事	四〇	一	五〇〇〇〇	一	目下協定中
日産土木	茨城	水戸〇〇工事	三一〇	一	七五〇〇〇	七五〇〇〇	
松村組	東京	第一造兵廠多摩工場	五五	全	三九八八〇	一	未解決
全			一六二	全	七九四四六〇	一	
堀内組	秋田	先達發賣所	一八〇	全	六三〇〇〇	三〇〇〇〇	地元警察署ノ斡旋ニヨル
川口組	神奈川	保土谷地下工事	四〇	全	一〇〇〇〇〇	一	未解決
計			五九〇〇		一五〇〇〇〇〇	一四二五〇〇	

日本建築工業統制組合員ニ對スル不當要求額

（日本朝鮮人聯盟、朝鮮建國促進青年同盟）

事業主	府縣	事業場	在籍人員	解散手當支給額	不法要求額	同上	備考
西松組	岩手	釜石線工事	二一	一人當リ 二〇〇圓	二一六、三三三圓	三〇〇〇圓	不法要求ニ對シ協定ノ結果セハ 九六〇圓ノ要求ヲ認メ三〇〇〇圓支拂濟
全	宮城	東北本線工事	八	全	六、一四〇圓	一	夫解決
大倉土木	長野	上松發雷所	一〇〇〇	全 五二五圓	七、〇〇〇圓	一	全
全	愛知	大日本製鋼工	五〇	全 五二五圓	四、〇〇〇圓	一	全
全	全	瀬戸地下工事	四〇〇	全 一〇圓	一〇〇〇〇圓	一	全
鹿島組	兵庫	赤穂鹽田工事	二五一	一	六五〇、〇〇〇圓	一八、〇〇〇圓	進駐軍フセト中佐所轄警察署伊 藤才一兩氏斡旋ニ依リ解決セリ
全	長野	御岳發雷所	六〇三	全 四〇〇圓	二八、三六三圓	一	夫解決 要求ヲ拒否スル豫定ナリ
大林組	群馬	岩本發雷所	六五〇	全 三〇〇圓	四九、〇〇〇圓	三〇、〇〇〇圓	
廣野組	茨城	陸軍〇〇工事	一八〇	全 外一五〇圓 内三〇圓	六六、四一六圓	六、四一六圓	組長及現場主任ヲ軟禁シ上記金 額ヲ強奪セリ
鐵道工	全	全	二〇〇	一	六六、〇〇〇圓	一	夫解決
熊谷組	長野	平岡發雷所	四〇〇	全 二五〇圓	三〇〇、〇〇〇圓	一	夫解決

功シ來リタルニ反シ、事業者側ハソノ大部ヲ圓滿解雇シテ既ニ歸鮮セ
セシメ居レル關係上、團體ノ不當要求ニ狼狽シ強力且敏速ナル警察
力ノ機動的配備ヲ翹望シツツアルセ之カ實現セサル爲メ當面スル身
邊ノ危險感ニ馳ラレテ詮方ナク屈從シ居レルニ主因スルモノ如ク
見受ケフルル狀況ニ付テハ斯ル事案ノ發生ニ際シテハ事業者ヲシテ
暴行、脅迫等ニ依リテ不利益ナル條件下ニ屈伏セシメサル様機ヲ失
セス警察力ヲ集中配備シ、不法行爲ノ排除ニ斷呼タル檢舉取締ヲ爲
シ、彼等ノ乘スヘキ間隙ヲ與ヘサル等、之カ整備取締ノ強化ニ遺憾
ナキヲ期セフレ度

了解ヲ得タリト事業者側代表者ヲ呼出シ其儘軟禁スルヲ暗示シ大膽
且公然ト強要スル等極メテ惡質化シツツアリ
而セ事業者側ニ於テハ斯種要求ニ對シ何等負フヘキ責ナキニ不拘、
ソノ威力ニ脅怖シ、或ハ高壓的欺言ニ乗セフレア不利益ナル解決ヲ
ナスノ外ナキ窮地ニ陥リ、莫大ナル金品ヲ提供、強喝サレアル向、
勘シトセサル情況ニアリ
之例、日本建築工業統制組合十一業者（十九作業所、元使用鮮人五
、九〇〇名）ニ對シ一、九七〇萬圓（元使用鮮人一人當リ平均三、
四〇〇圓）ノ莫大ナル不當要求ヲ爲シ七業者（七作業所元使用鮮人
一、七四二名）カ二四七萬圓（元使用鮮人一人當リ平均一、三〇〇
圓）ノ不當支拂ヲ余儀ナタサレ、七業者（十二作業所元使用鮮人四
、一五八名）ハ未解決ノ儘、目下強要サレツツアリ（別紙参照）
如斯、要求ニ隨伴スル不法行為、増昂ト不當支拂ニ依ル事案解決ノ
著増ハ朝鮮人団体カ籌募取締ノ間際ニ乘シア不法行為ヲ敢行シ、而
セ取締當局ノ彈壓ヲ受ケルコトナク予想外ニ容易ニ目的ヲ貫徹、成

寫

公安警察部

昭和二十一年二月二十六日

警視廳警務部長
各道府縣警察部長 殿

内務省警保局 公安課長

朝鮮人團體ノ不當要求ニ隨伴スル不法行為取締方
ニ關スル件

朝鮮人各種團體ノ鮮人勞務者雇傭、工場、事業場ニ對スル退職慰勞金其他ノ不當支拂要求ニ隨伴スル不法行為取締ニ關シテハ曩ニ警保局公安發甲第一二號「日鮮人ノ紛爭防止ニ關スル件」ニテ通牒セラルタル處ナルカ

斯種暴行ハ輒近頃ニ激増シ居レルノミナラスソノ手段方法ハ從來ノ暴行、脅迫（在日本朝鮮人聯盟不法行為ノ概要中、退職慰勞金其他ノ不當要求ノ額参照）ノ外、最近ニ於テハ、マ司令部並日本政府ノ

合 議 先 番 號 受 送 月 日		
第 一 號	第 二 號	第 三 號
受 送 月 日	受 送 月 日	受 送 月 日
標 本 件 三 關 之 別 紙 簿 三 冊 三 內 務 省	警 保 局 三 通 牒 相 成 タ ル 之 加 対 策 三 付 テ ハ	其 都 度 当 省 ヨ リ 通 牒 三 依 リ 御 了 知 ノ 事 ト
被 存 候 處 爾 今 本 問 題 三 關 ス ル 参 考 ト	次 頁 ヲ ラ レ 度 此 段 及 送 付 候	

本誌 第三五號

昭和廿三年五月十二日

労働省労働基準局総務課長

佐賀労働基準局長 殿

朝鮮人労働者に對する木印金について

四月十六日附佐賀第一五七號によつて照會の標記の件について左の通り回答する。

事業主が保管する印金通帳の通帳に就いては關係面と接したか、印金通帳を供託する事は個々の困難があるので、従来通り、各事業主に保管せしめられたい。従つて印金通帳を未處理事業場請願に記載したのは「取扱方法に変更はないか供託に附す事が出来ない為」の木通帳と誤解されたい。



